

「飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金」

の申請を受け付けています

「飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金」とは？

県内において飲食店を経営する中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、新型コロナウイルス等の感染症の拡大リスクを低減させるとともに、「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を普及させるため、換気設備（窓、換気扇、換気ダクト等）の更新・増設・新設に必要な経費を支援します。

補助率・補助上限額

【補助率】 9/10以内

【補助上限額】 1事業者あたり上限200万円（下限額30万円）

消費税は補助対象外となります。

店舗数にかかわらず1事業者あたり1回限りの申請となります。

交付決定日以降に着手（契約・発注）した経費で、令和3年2月26日までに請求・支払行為が完了したものが対象

換気設備の導入により、原則として対象室内の必要換気量（一人あたり毎時30m³）を満たすものが対象

申請方法

【提出先】 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県産業労働部 産業政策課

飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金窓口 宛

【提出方法】 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【提出期間】 8月25日（火）～11月30日（月）当日消印有効

感染拡大防止の観点から今回の補助金は郵送による申請のみとなります。

申請書類の入手方法

長崎県庁WEBからダウンロード

（「長崎県 飲食店向け新しい生活 補助金」で検索）

お問い合わせ先

長崎県産業労働部 産業政策課

095-895-2615



「飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金」を装った詐欺にご注意下さい。